

岩手県告示第250号

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1027号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
1 盛岡市内丸10番1号 岩手県 <u>政策地域部</u> NPO・文化国際課	1 盛岡市内丸10番1号 岩手県 <u>環境生活部</u> 若者女性協働推進室
備考 改正部分は、下線の部分である。	